

令和4年度 放課後等デイサービス 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	欠席時対応加算	欠席時の対応内容について、記録が漏れていたが加算を算定している事例がありました。相談援助等の対応内容を、記録に残してください。	厚労告第122号別表第3の5の注1 平24障発第0330第16号第二の2(3)⑪	1
2	延長支援加算	運営規程に記載されていた営業時間が、営業時間8時間以上という算定要件を満たされていませんでした。東京都へは営業時間が8時間で届け出られていたため、運営規程の営業時間を修正してください。	厚労告第122号別表第3の10 平24障発第0330第16号第二の2(3)⑮	1
3	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	児童福祉法第21条の5の26 児童福祉法施行規則第18条の38	3
4	アセスメント	放課後等デイサービス計画の作成時のアセスメントの記録が確認できませんでした。アセスメントは、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得てください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第2項、 第3項、第4項	1
5	サービス担当者会議	放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議(以下、「サービス担当者会議」という)を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めることとなっていますが、サービス担当者会議が開催されていることが確認できませんでした。サービス担当者会議を開催し、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得てください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第5項	1
6	定員の遵守	定員を超過してサービス提供を行っている日がありました。災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合以外は、定員を超過してサービス提供を行わないでください。	都条例第139号第76条で準用する第38条	2
7	欠席時対応加算	欠席時の対応内容の記録が無いが、加算を算定している事例がありました。正しい算定となるように、過誤調整を行ってください。今後は相談援助等の対応を行い、その内容を記録に残してください。	厚労告第122号別表第3の5の注1 平24障発第0330第16号第二の2(3)⑪	1
8	送迎加算	送迎について実施記録と、請求回数が異なっている事例がありました。また、正しい算定となるように、過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の9の注1 平24障発第0330第16号第二の2(3)⑭	1